

令和 8 年 6 月 2 日 開 会

①

令和 8 年 第 2 回 茨 城 県 議 会 定 例 会 議 案

茨 城 県

令和8年第2回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第79号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 …………… 1
第80号議案	茨城県県税条例の一部を改正する条例 …………… 2
第81号議案	茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 …………… 5
第82号議案	茨城県外国人の不法就労活動の防止に関する条例 …………… 6
第83号議案	茨城県教育委員会の職務権限の特例に関する条例 …………… 8
第84号議案	茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例 …………… 10
第85号議案	茨城県特定金属類取扱業に関する条例の一部を改正する条例 …………… 11

条例・その他

第79号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年茨城県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第14号中「1,680円」を「2,240円」に改める。

第30条第2項中「住居手当、配偶者手当及び子女教育手当」を「在外住居手当、同行配偶者手当、同行子女手当、子女教育手当及び在外単身赴任手当」に、「及び配偶者手当にあつては」を「、同行配偶者手当及び同行子女手当にあつては、」に改め、同条第3項中「給与条例」の次に「第10条第1項、」を、「かかわらず」の次に「、扶養手当（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第6条第5項に規定する同行子女に相当する者に係る分に限る。）」を加え、「へき地手当」を「へき地手当」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定により在外単身赴任手当の支給額に相当する額を支給される職員については、前項の規定にかかわらず、当該職員を給与条例第12条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員とみなして、給与条例第11条の5第1項第2号の規定を適用し、同条の定めるところにより、住居手当を支給する。

付則第7項及び第12項中「1,680円」を「2,240円」に、「2,520円」を「3,360円」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和8年6月30日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（警察業務手当及び在勤手当の内払）

- 3 令和8年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき支払われた警察業務手当及び在勤手当は、改正後の条例の規定による警察業務手当及び在勤手当の内払とみなす。

（在勤手当に関する経過措置）

- 4 令和8年4月1日から施行日の前日までの間に職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）第10条第1項の規定に基づき扶養手当（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第6条第5項に規定する同行子女に相当する者に係る分に限る。）の支給を受けた職員に対しては、改正後の条例第30条第2項に規定する在勤手当の額のうち、同法第6条第1項の同行子女手当の支給額に相当する額に100分の80を乗じて得た額（以下「同行子女手当相当額」という。）は、支給しない。ただし、当該扶養手当の額が同行子女手当相当額より少ないときは、その差額を支給する。

令和8年6月2日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第80号議案

茨城県県税条例の一部を改正する条例

茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第25条の3第2項中「(当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第40条の19の3を次のように改める。

（第一種プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用）

第40条の19の3 消費税法第15条の2第1項に規定する電気通信利用役務の提供が同項に規定するデジタルプラットフォーム（次条において「デジタルプラットフォーム」という。）を介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第一種プラットフォーム事業者を介して收受するものである場合には、当該第一種プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

第40条の19の3の次に次の1条を加える。

（第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの節の規定の適用）

第40条の19の4 消費税法第15条の3第1項各号に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第二種プラットフォーム事業者を介して收受するものである場合には、当該第二種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

第41条の10第1項中「住宅（）」の次に「法第73条の14第1項に規定する特定区域内住宅を除くものとし、」を加える。

付則第7条の4第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「平成21年から令和7年」を「平成21年から令和12年」に改め、同条第3項中「同条第16項」を「同条第12項」に改める。

付則第7条の5中「又は付則第14条の3第1項の規定の適用を受けるとき」を「付則第14条の2の3第1項又は付則第14条の3第1項の規定の適用を受けるとき」に改め、「(当該金額が当該納税義務者の第25条及び第25条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第25条及び第25条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

付則第7条の5第5号中「又は」を「付則第14条の2の3第1項又は」に改める。

付則第7条の6中「令和20年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての第25条の3第1項及び第2項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第25条の3第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.77」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。

付則第9条の3中「令和20年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての前条第1項及び第2項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「85分の5」とあるのは「84.95分の5.05」と、「80分の10」とあるのは「79.9分の10.1」と、「70分の20」とあるのは「69.8分の20.2」と、「67分の23」とあるのは「66.77分の23.23」と、「57分の33」とあるのは「56.67分の33.33」とする。

付則第12条の2第2項中「及び第7項から第12項」を「第4項及び第9項から第14項」に改める。

付則第14条の2の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の2の3 県は、当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第23条及び第25条の規定にかかわらず、法附則第35条の3の6第1項に規定するところにより、県民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、法附則第35条の3の6第2項に規定するところによる。

- 3 前項に定めるもののほか、第1項の規定の適用に関しては、法附則第35条の3の6第3項に規定するところによる。

付則第26条の2第1項及び第3項中「及び第7項から第12項」を「第4項及び第9項から第14項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号から第5号までに掲げる規定以外の規定 令和9年1月1日
- (2) 付則第7条の6、第9条の3、第12条の2及び第26条の2の改正規定 令和10年1月1日
- (3) 第40条の19の3の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定並びに付則第3条の規定 令和10年4月1日
- (4) 第41条の10第1項の改正規定及び付則第4条の規定 令和11年4月1日
- (5) 付則第7条の5の改正規定（「又は付則第14条の3第1項の規定の適用を受けるとき」を「付則第14条の2の3第1項又は付則第14条の3第1項の規定の適用を受けるとき」に改める部分及び同条第5号に係る部分に限る。）及び付則第14条の2の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第4項の規定 規則で定める日

(県民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例（次項において「9年新条例」という。）第25条の3第2項及び付則第7条の5の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和9年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 2 9年新条例付則第7条の4第1項及び第3項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用

家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第5号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例付則第7条の5の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「5号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、5号施行日の属する年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 この条例による改正後の茨城県県税条例(以下「新条例」という。)付則第14条の2の3の規定は、5号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

(地方消費税に関する経過措置)

第3条 新条例第40条の19の3の規定は、付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「3号施行日」という。)以後に国外事業者が行う消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第8号の3に規定する電気通信利用役務の提供(同項第8号の4に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この項において「電気通信利用役務の提供」という。)に係る地方消費税について適用し、3号施行日前に国外事業者が行う電気通信利用役務の提供に係る地方消費税については、なお従前の例による。

2 新条例第40条の19の4の規定は、3号施行日以後に事業者が行う同条に規定する資産の譲渡に係る地方消費税について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第4条 新条例第41条の10第1項の規定は、付則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

令和8年6月2日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第81号議案

茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例（平成5年茨城県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	入場料金の総額の100分の7.5に相当する額	を	「	入場料金の総額の100分の10に相当する額	に改める。
	」	20,000人相当の入場料金額の100分の7.5に相当する額に入場料金の総額から20,000人相当の入場料金額を減じて得た額の100分の5に相当する額を加えて得た額		」	20,000人相当の入場料金額の100分の10に相当する額に入場料金の総額から20,000人相当の入場料金額を減じて得た額の100分の7.5に相当する額を加えて得た額	

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の規定により利用の承認を受けている者に係る利用料金又は使用料の額については、なお従前の例による。

令和8年6月2日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第82号議案

茨城県外国人の不法就労活動の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、急激な人口減少に伴い、外国人により不足する人材の確保を図る必要が生じている中、外国人の適正な雇用を推進する必要があることに鑑み、外国人の不法就労活動の防止に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、県と市町村、事業者及び県民との連携及び協力の下に県が推進する外国人の不法就労活動の防止に関する施策（以下「不法就労活動防止施策」という。）の基本となる事項等を定めることにより、外国人の不法就労活動の防止を図り、もって本県経済の健全な発展に寄与するとともに、秩序ある共生社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「外国人」とは、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第7条に規定する外国人をいう。

2 この条例において「不法就労活動」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。第8条第2項において「入管法」という。）第24条第3号の4イに規定する不法就労活動をいう。

(県の責務)

第3条 県は、不法就労活動防止施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、外国人の不法就労活動の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する不法就労活動防止施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、外国人の不法就労活動の防止に積極的に努めるとともに、県が実施する不法就労活動防止施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者及び外国人の理解の増進)

第6条 県は、外国人の不法就労活動の防止に関する事業者及び外国人の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(不法就労防止推進月間)

第7条 外国人の不法就労活動の防止について、事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、外国人の不法就労活動の防止に関する活動が積極的に行われるようにするため、不法就労防止推進月間を設ける。

2 不法就労防止推進月間は、毎年11月とする。

(調査の実施等)

第8条 知事は、第1条の目的を達成するため、事業者（外国人を雇用する者に限る。）を対象として、県内で就労する外国人の雇用の状況に関する調査を行うものとする。

2 前項の規定による調査の事務に従事する職員は、当該事務を行うに当たって、入管法第73条の2第1項各号のいずれかに該当すると思料する者があるときは、その旨を通報するものとする。

3 前項の規定による通報は、書面又は口頭をもって、警察官に対してしなければならない。

(連携協力体制の整備)

第9条 県は、不法就労活動防止施策を推進するため、市町村、事業者及び県民との連携協力体制を整備するものとする。

付 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

令和8年6月2日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第83号議案

茨城県教育委員会の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる博物館の設置、管理及び廃止に関する事務（同法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、これらの博物館のみに係るものを含む。）は、知事が管理し、及び執行することとする。

- (1) 茨城県近代美術館
- (2) 茨城県陶芸美術館
- (3) 茨城県立歴史館
- (4) ミュージアムパーク茨城県自然博物館

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例の本則各号に掲げる博物館の設置、管理及び廃止に関する事務に係る法令、条例又は茨城県教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により茨城県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により茨城県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例の一部改正)

- 3 学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「教育委員会」の次に「(博物館にあつては、知事。以下「教育委員会等」という。)」を加える。

第7条、第8条第1項及び第2項並びに第9条中「教育委員会」を「教育委員会等」に改める。

第10条第2項中「教育委員会規則」の次に「(博物館にあつては、規則。以下「教育委員会規則等」という。)」を加え、同条第3項ただし書中「教育委員会規則」を「教育委員会規則等」に改める。

第11条、第12条第2項並びに第13条第1項第5号及び第7号並びに第2項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改める。

第14条各号列記以外の部分中「教育委員会規則」を「教育委員会規則等」に、「教育委員会に」を「教育委員会等に」に改め、同条第6号中「教育委員会」を「教育委員会等」に改める。

第15条及び第16条中「教育委員会」を「教育委員会等」に改める。

第18条第1項中「教育委員会規則」を「教育委員会規則等」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条第3項及び第4項ただし書中「教育委員会規則」を「教育委員会規則等」に改める。

第19条及び第20条第1項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改める。

第21条中「教育委員会規則」を「教育委員会規則等」に改める。

別表第1及び別表第3茨城県立歴史館の項中「教育委員会」を「知事」に改める。

(茨城県博物館協議会条例の一部改正)

- 4 茨城県博物館協議会条例（平成6年茨城県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「知事」に改める。

(博物館協議会の委員の任期に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の茨城県博物館協議会条例（以下「改正前の条例」という。）第2条の規定により任命された委員である者は、施行日に、この条例による改正後の茨城県博物館協議会条例第2条の規定により知事に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、茨城県博物館協議会条例第4条の規定にかかわらず、施行日における改正前の条例第2条の規定により任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

令和8年6月2日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第84号議案

茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例

茨城県県立学校設置条例（昭和39年茨城県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第4 茨城県立鹿島特別支援学校の項の次に次のように加える。

茨城県立神栖特別支援学校	神栖市須田
--------------	-------

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。
（茨城県立神栖特別支援学校の位置に関する経過措置）
- 2 令和9年8月31日までの間は、この条例による改正後の茨城県県立学校設置条例別表第4中「神栖市須田」とあるのは、「鹿嶋市大字沼尾」とする。

令和8年6月2日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第85号議案

茨城県特定金属類取扱業に関する条例の一部を改正する条例

茨城県特定金属類取扱業に関する条例（令和6年茨城県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」を削り、「。）」の次に「、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「法」という。）」を加え、同条第14号を削り、同条第13号中「第11号」を「第13号」に改め、同号を同条第15号とし、同条第12号中「、次号及び第14号」を「及び次号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第11号を第13号とし、第10号を削り、第9号を第12号とし、第4号から第8号までを3号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者で、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの

(6) 住居（住所又は居所をいう。第13条及び第14条第1項第1号において同じ。）の定まらない者
第8条中「、その日から30日以内に」を削り、同条に次の1項を加える。

2 特定金属類取扱業者が、法第3条第1項に規定する特定金属くず買受業の届出をしている場合において、同条第2項の規定により氏名若しくは名称、住所又は営業所の名称の変更の届出をしたときは、これらの事項について前項の規定による届出をしたものとみなす。

第13条中「（住所又は居所をいう。次条第1項第1号において同じ。）」を削る。

第14条第1項中「第17条第5号」を「第16条」に改め、同条第2項中「相手方の法人の代表者が当該法人のために特定金属類の売買、交換又は売買若しくは交換の委託（第17条において「売買等」という。）に係る契約（以下この項及び次項において「契約」という。）をしようとする」を「会社の代表者が当該会社のために当該特定金属類取扱業者との間で買受け等に係る取引を行う」に、「現に契約の締結」を「現に当該取引」に、「当該契約の締結」を「当該取引」に改め、同条第3項中「契約の締結」を「当該買受け等に係る取引」に改め、同条第4項中「対価の総額が公安委員会規則で定める金額未満である特定金属類の買受け等をしようとする」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該特定金属類が法第2条第3号の特定金属くず（第17条第2項において「特定金属くず」という。）に該当する場合において、当該特定金属類について法第7条の規定による本人確認を行った場合

(2) 対価の総額が公安委員会規則で定める金額未満である特定金属類の買受け等をしようとする場合

(3) 過去に特定金属類の買受け等の相手方となったことがある者からの買受け等を行う場合であって、当該買受け等に係る代金の支払をその者の預金又は貯金の口座への振込みにより行うときその他の公安委員会規則で定める場合
第15条に次のただし書を加える。

ただし、当該特定金属類が法第2条第2号に規定する盗難特定金属製物品に由来するものである疑いがあると認めた場合において、当該特定金属類について法第10条の規定による申告をしたときは、この限りでない。

第16条中「買受け等をするため、特定金属類を受け取ったときは、その都度、公安委員会規則で定めるところ」を「第14条の本人確認を行った場合には、直ちに、公安委員会規則で定める方法」に、「当該特定金属類の買受け等の相手方についての本人確認の記録」を「当該本人確認に係る本人特定事項、当該本人確認のためにとった措置」に、「もの」を「事項に関する記録」に、「その作成の」を「当該買受け等の行われた」に改め、同条ただし書を削る。

第17条中「売買等により、特定金属類を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、公安委員会規則で定めるところ」を「特定金属類の売買、交換又は売買若しくは交換の委託（以下この条において「売買等」という。）を行った場合には、直ちに、公安委員会規則で定める方法」に、「次に掲げる事項の」を「当該売買等の相手方の氏名又は名称、当該売買等の期日及び内容その他の公安委員会規則で定める事項に関する」に、「その作成の」を「当該売買等の行われた」に、「公安委員会規則で定めるところによりこれ」を「これ」に改め、同条後段及び各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 第14条第4項第2号の規定により本人確認を要しない場合又は売買等に係る特定金属類が特定金属くずに該当する場合において、当該特定金属類について法第9条第1項の規定による取引記録の作成をしたときは、前項の規定は適用しない。

第26条第2号中「第17条」を「第17条第1項」に改める。

第29条第1号中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、令和9年1月1日から施行する。
（変更の届出に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前に変更があった事項に係る届出については、この条例による改正後の茨城県特定金属類取扱業に関する条例第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（本人確認記録等の保存に関する経過措置）
- 3 施行日前にこの条例による改正前の茨城県特定金属類取扱業に関する条例第16条及び第17条の規定により作成された本人確認記録及び取引記録の保存については、なお従前の例による。
（罰則の適用に関する経過措置）
- 4 この条例の施行前にした行為及び前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和8年6月2日提出

茨城県知事 大井川 和 彦